面会交流合意書

夫山田○○（以下「甲」という。）と妻山田○○（以下「乙」という。）は、別居するにあたり、甲と長男山田○○（平成○○年○月○日生、以下「丙」という。）及び長女山田○○（平成○○年○月ある日生、以下「丁」という。）との別居期間中の面会交流について、下記の通り合意した。

記

第1条（面会交流の頻度、日時）

1　面会交流は月1回程度とし、第2土曜日の午後1時から午後4時まで行う。

2　丙又は丁の体調不良などによりやむなく面会交流を実施できないときは、当事者双方が

協議のうえ、代替日を定める。

第2条（連絡手段）

1　甲及び乙は、面会交流に関してお互いに必要と認められる事項に限り、連絡を取り合う

ものとする。

2　甲及び乙は、原則としてLINEにより連絡を取り合うものとし、面会交流中の丙又は丁

の急病など緊急の場合に限り電話により連絡を取り合うものとする。

3　甲及び乙は、前項の連絡手段に関して変更があったときは、速やかに他方当事者に通知するものとする。

第3条（子どもの引き渡し方法、面会交流の場所）

1　乙は、甲に対し、第1条第1項記載の面会交流開始時刻に○○において、丙及び丁を引

き渡し、甲は、乙に対し、同項記載の面会交流終了時刻に○○において、丙及び丁を引き

渡す。

2　乙が、甲に対し、前項の開始時刻を経過して丙及び丁を引き渡したときは、経過した分

の時間を次回の面会交流の終了時刻に加えた時間を次回の面会交流の終了時刻として面

会交流を実施することとし、甲が、乙に対し、前項の終了時刻を経過して丙及び丁を引き

渡したときは、経過した分の時間を次回の面会交流の終了時刻から控除した時間を次回

の面会交流の終了時刻として面会交流を実施することとする。

3　面会交流の場所は、○○とする。ただし、雨天等による屋外で面会交流を実施すること

が困難な場合は、○○とする。

第4条（費用負担）

1　乙の自宅から第3条第1項記載の場所の引き渡し場所までの往路間にかかる交通費は、

乙が全額負担する。

2　面会交流中の食費、遊興費、交通費など面会交流に必要な費用は、甲が全額負担する。

3　面会交流の費用負担をめぐって疑義が生じたときは、領収書、レシートを保管の上、後

日、甲及び乙があらためて協議するものとする。

以上

　本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和○年○月○日

（甲）

住　　所

電話番号

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（乙）

住　　所

電話番号

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞